〃	BRESD15604	〃	第30181号 平成27年5月12日	
〃	BRESD15666	〃	第30182号 平成27年5月12日	
〃	BRESD15696	〃	第30183号 平成27年5月12日	
Digitalis L.	DG09-4	Branded Garden Products Limited Poplar Lane, Ipswich, Suffolk IP8 3BU, The United Kingdom	第30159号 平成27年5月11日	
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.	立山つこ（たてやまつこ）	富山県 富山県富山市新総曲輪1番7号 上田産業株式会社 富山県高岡市葦附1239―55	第30038号 平成27年3月26日	
Fragaria L.	垣研9k93号（かきけんごう）	垣本商事株式会社 愛媛県松山市南高井町569番地	第30202号 平成27年5月21日	
Malus Mill.	レイカフォー	佐藤健勝 青森県弘前市大字中畑字和泉70の1	第30165号 平成27年5月11日	
〃	シナノリップ	長野県 長野県長野市大字南長野字幅下692―2	第30170号 平成27年5月11日	
Pelargonium zonale Group	ひなた	伊藤彰教 岐阜県海津市海津町福江760	第30203号 平成27年5月22日	
Petunia Juss.	PE-12-6013	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 5029700, Israel	第30186号 平成27年5月12日	
Prunus salicina Lindl.	シナノパール	長野県 長野県長野市大字南長野字幅下692―2	第30171号 平成27年5月11日	

○農林水産省告示第二千百二十七号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年九月十六日

農林水産大臣　林　芳正

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第28613号 平成25年10月23日	平成26年5月15日	Candlelight	Sparklet

○国土交通省告示第千号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年九月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

1中「独立行政法人都市再生機構」を「独立行政法人都市再生機構及び地方共同法人日本下水道事業団」に改める。

2中「及び（一財）民間都市開発推進機構」を「、（一財）民間都市開発推進機構及び地方共同法人日本下水道事業団」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十七年度の予算に係る補助金等から適用する。

○国土交通省告示第千一号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）附則第七条及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）附則第六条の規定に基づき、指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示の一部を改正する告示

指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示（平成二十三年国土交通省告示第千八号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

L50MC（一シリンダ当たりの定格出力が1075キロワット以上1330キロワット以下であって、定格回転速度が毎分133回転以上148回転以下のもののうち、固定ピッチプロペラを有する主機その他の出力が回転速度の三乗に比例した状態で運転されるものに限る。）	MAN B&W	平成26年6月6日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第百八十二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十七年九月十六日

防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域 （東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1) 北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五四秒 (2) 北緯三四度一四分三二秒　東経一三九度一八分三七秒	平成二十七年十月一日から同月三十日までの間、毎日午前七時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止